

船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会マスコットキャラクター等の使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会マスコットキャラクター「ふなわりくん」、キャッチコピー及びロゴマーク（別記。以下、「ふなわりくん」等という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 「ふなわりくん」等の一切の権利は、船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会（以下、「協議会」という。）に帰属する。

(使用できる者)

第3条 何人も、営利を目的としないで、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、「ふなわりくん」等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 協議会又はその会員の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。

2 前項に定めるもののほか、「ふなわりくん」等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- (1) 協議会及びその会員が営利を目的としないで使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 船橋市内の町内会等の住民組織が、地域への奉仕活動、地域活性化、又はゼロカーボンシティの推進につながる活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他、会長が適当と認めたとき。

(使用の承認申請)

第4条 申請者は、船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会マスコットキャラクター等使用申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 会長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 協議会又はその会員の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 「ふなわりくん」等を第8条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (7) その他会長が使用について不適当であると認めたとき。

2 会長は、前項の規定による申請を承認するとき又は承認しないときは、船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会マスコットキャラクター等使用承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 会長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 「ふなわりくん」等の使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第7条 使用承認期間は、承認日から起算して1年間とする。ただし、更新は妨げない。

2 「ふなわりくん」等の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用承認期間を越えて「ふなわりくん」等の使用を継続しようとするときは、当該期限の1か月前までに船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会マスコットキャラクター等使用申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、会長に申請し、承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、会長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。

- (3) 「ふなわりくん」等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 賞品等は、完成後、速やかに会長に提出すること。ただし、賞品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、賞品等の提出に代えることができる。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会マスコットキャラクター等使用承認申請書（第1号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、船橋市ゼロカーボンシティ推進地域協議会マスコットキャラクター等使用承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- 3 使用者は、変更申請の承認後についても、第8条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不適當と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 会長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第11条 使用者が、「ふなわりくん」等の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、「ふなわりくん」等の使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

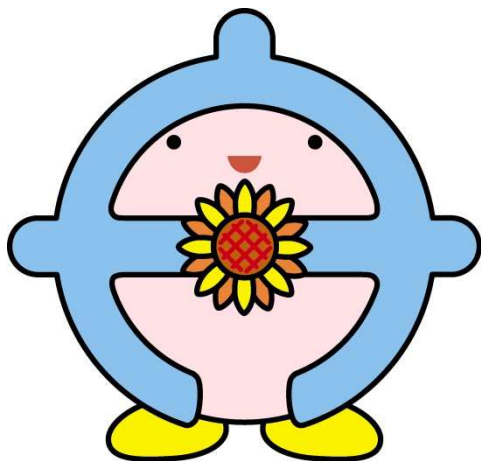
この要領は、平成 25 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

別記（第 1 条関係）

1 マスコットキャラクター



2 キャッチコピー

ふなばしの力で“減らせ CO₂”！！

3 ロゴマーク

